

ふじみ野市移動式赤ちゃんの駅貸出事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内で開催される催物に子育て中の家族が安心して参加できる環境づくりを推進するため、当該催物の主催者に対し乳幼児のおむつ交換又は授乳を行うためのスペースを確保するため設置する移動式の施設（以下「赤ちゃんの駅」という。）を貸し出す事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象)

第2条 赤ちゃんの駅の貸出しを受けることができるものは、催物の主催者であり、かつ、催物が次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 主催者が団体であること。
- (2) 市内で開催されること。
- (3) 乳幼児を連れた保護者が参加できるものであること。
- (4) 特定の政治、思想又は宗教の活動を目的としないものであること。
- (5) 法令又は公序良俗に反しないものであること。

(貸出料)

第3条 赤ちゃんの駅の貸出料は、無料とする。

(貸出期間)

第4条 赤ちゃんの駅の貸出期間は、催物を開催する期間に前後1日を加えた期間とし、最長7日間とする。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りでない。

(貸出しの申請)

第5条 赤ちゃんの駅の貸出しを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、移動式赤ちゃんの駅貸出申請書（様式第1号）により、貸出しを受けようとする日の6か月前の日から7日前までに市長に申請しなければならない。

(貸出しの決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査の上、承認したときは移動式赤ちゃんの駅貸出承認通知書（様式第2号）を、承認しないときは移動式赤ちゃんの駅貸出不承認通知書（様式第3号）を当該申請者に通知するものとする。

(貸出し及び返却)

第7条 前条の規定により貸出しの承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、市長の指定する日時及び場所において、直接赤ちゃんの駅の貸出しを受け、及び返却をしなければならない。

- 2 使用者は、前項の規定による返却をする際は、赤ちゃんの駅の貸出しを受けた時と同じ状態にして返却しなければならない。

(遵守事項及び指示)

第8条 使用者は、赤ちゃんの駅の使用に際し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第三者に使用の権利を譲渡又は転貸しないこと。
- (2) 承認された催物以外に使用しないこと。
- (3) 赤ちゃんの駅の構造に係る仕様の範囲内において適正に使用し、及び管理すること。
- (4) 雨天その他の天候が悪化している場合又は悪化が予想される場合は、屋外で使用しないこと。
- (5) 次項の規定により条件が付された場合は、それに従うこと。

2 市長は、赤ちゃんの駅の使用について使用者に対し必要な条件を付することができる。

(承認の取消し等)

第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該貸出しの条件を変更し、若しくは承認を取り消し、又は貸出しを停止することができる。

- (1) 貸出しの申請に偽りがあったとき。
- (2) 貸出しの条件に違反したとき。
- (3) 前条第1項各号に掲げる遵守事項に違反したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により貸出しの条件を変更し、若しくは承認を取り消し、又は貸出しを停止した場合は、移動式赤ちゃんの駅貸出承認取消等通知書(様式第4号)により当該使用者に通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた使用者のうち既に赤ちゃんの駅の貸出しを受けている使用者は、直ちに赤ちゃんの駅を返却しなければならない。

(損害賠償)

第10条 使用者は、赤ちゃんの駅を破損し、汚損し、又は紛失したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、赤ちゃんの駅を貸し出す事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

移動式赤ちゃんの駅貸出申請書

年 月 日

ふじみ野市長 宛て

住所
申請者 団体名
代表者名

㊟

移動式赤ちゃんの駅の貸出しを受けたいので、ふじみ野市移動式赤ちゃんの駅貸出事業実施要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

貸出期間	年 月 日 () から 年 月 日 () まで
使用日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分から 年 月 日 () 午前・午後 時 分まで
使用場所	
貸出日	年 月 日 () 午前・午後 時 分頃
返却日	年 月 日 () 午前・午後 時 分頃
催物名	
催物内容	
貸出物品	<input type="checkbox"/> テント <input type="checkbox"/> 折りたたみ式おむつ交換台 <input type="checkbox"/> 授乳用椅子
連絡先	担当者氏名 電話番号

添付書類

催物内容が分かる書類（チラシ等）

様式第2号（第6条関係）

移動式赤ちゃんの駅貸出承認通知書

第 号
年 月 日

様

ふじみ野市長



年 月 日付けで申請のあった移動式赤ちゃんの駅の貸出しについて、下記のとおり承認したので、ふじみ野市移動式赤ちゃんの駅貸出事業実施要綱第6条の規定により通知します。

記

貸出期間	年 月 日 () から 年 月 日 () まで
使用日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分から 年 月 日 () 午前・午後 時 分まで
使用場所	
貸出日	年 月 日 () 午前・午後 時 分頃
返却日	年 月 日 () 午前・午後 時 分頃
催物名	
貸出物品	<input type="checkbox"/> テント <input type="checkbox"/> 折りたたみ式おむつ交換台 <input type="checkbox"/> 授乳用椅子

遵守事項

- (1) 第三者に使用の権利を譲渡又は転貸しないこと。
- (2) 承認された催物以外に使用しないこと。
- (3) 赤ちゃんの駅の構造に係る仕様の範囲内において適正に使用し、及び管理すること。
- (4) 雨天その他の天候が悪化している場合又は悪化が予想される場合は、屋外で使用しないこと。
- (5) 市長の指示があった場合は、その指示に従うこと。

様式第3号（第6条関係）

移動式赤ちゃんの駅貸出不承認通知書

第 号
年 月 日

様

ふじみ野市長



年 月 日付けで申請のあった移動式赤ちゃんの駅の貸出しについて、下記のとおり不承認としたので、ふじみ野市移動式赤ちゃんの駅貸出事業実施要綱第6条の規定により通知します。

記

催物名	
不承認理由	

様式第4号（第9条関係）

移動式赤ちゃんの駅貸出承認取消等通知書

第 号
年 月 日

様

ふじみ野市長



年 月 日付け 第 号で承認した移動式赤ちゃんの駅の貸出しについて、下記のとおりとしたので、ふじみ野市移動式赤ちゃんの駅貸出事業実施要綱第9条の規定により通知します。

記

催物名

- 貸出しの承認を取り消す。
理由
- 貸出しを停止する。
- 貸出しの条件を変更する。

変更前	変更後